

海外で製品等を製造や販売する場合には、海外で知的財産を保護

世界一市場化に伴い日本企業も海外において製品等を製造・販売する場合が多い。

知的財産は各国独立、製造・販売する国で権利を取得する必要有り。



海外(例えば中国)で、製品を製造し、日本に輸入する場合には、その国で権利を取得しておくべきである。

第三者に海外(例えば中国)で権利を取得されてしまうと、その国で製品を製造できなくなってしまう。